

振動防止対策 (建設工事の振動)

福島県

福島県では、「振動規制法」に基づき建設工事に伴って発生する振動の防止に関する取り組みを行っています。

また、振動規制法に基づく規制地域外については、県知事が振動の防止に関して準拠すべき基準を示した「福島県振動防止対策指針」を定めています。(別紙参照)

1 建設工事から発生する振動の規制

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものを「特定建設作業」といい、指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は規制の対象となります。

2 振動規制法に基づく規制地域

国土地理院承認 平14総複 第149号

白地図 KenMap」の地図画像を編集



振動規制法に基づく規制地域を有する市町村

振動規制法に基づく規制地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				

3 特定建設作業の種類

別表 1 振動規制法による特定建設作業の種類

作業内容	規 格
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

4 基準及び区域区分

振動規制法に基づく特定建設作業に関する区域区分と規準

基準種別 区域区分	地 域 の 範 囲
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域
第2号区域	第1号区域を除く地域

基準種別 区域区分	敷地境界に おける 振動基準	作業時刻に 関する基準	* 作業時間 に関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	75 デンベル	7時～19時の 時間内であること	1日10時間をこ えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休 日でないこと
第2号区域		6時～22時の 時間内であること	1日14時間をこ えないこと		

4 設置届出

振動規制法規制地域内において特定建設作業を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の7日前までに、市町村長に所定の事項を届け出なければなりません。

5 改善勧告及び改善命令

振動規制法規制地域内における特定建設作業に伴って発生する振動が、規制規準に適合しないことにより周辺の生活環境を損なう恐れがあると認められる場合、市町村長より、振動の防止の方法の改善、または作業時間の変更勧告を受ける場合があります。

また、勧告に従わずに特定建設作業を行った場合は、改善命令を受ける場合があります。